

ポイント

1 施術内容や料金について正しい説明がある

- 痛みの原因が外傷性か否かは、保険を適用するかの判断に用いられます。

痛みの原因を把握せずに施術が行われることはありません。

- 保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。

保険適用となる施術料はクーポン券や回数券などによる割引はありません。

- 国家資格者であるか確認しましょう。

国家資格者	国家資格	内 容	施 設
	医師	医行為	医療機関
	柔道整復師	柔道整復	接骨院
	はり師・きゅう師	鍼灸	鍼灸院
無資格者	あん摩 マッサージ指圧師	あん摩 マッサージ指圧	マッサージ院
	特定の資格を要しない	定められた術はない	整体・カイロ・その他

ポイント

2 広告事項を正しく守っている

- 接骨院の広告は柔道整復師法で制限されています。

看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。



整体・カイロ・肩こり・腰痛・
スポーツ障害の表記も違反です。

接骨院は
看板に“骨盤矯正”
“交通事故”などの
表記はできないよ。



ポイント

3 領収証・明細書を発行している

- 必ず受け取り、施術内容や金額を確認して、大切に保存しましょう。

領収証は無償発行が全施術所で義務化、明細書は一部の施術所を除いて無償発行が義務化されています。

日 付・柔道整復師名

(接骨院名)

(例) 領収証兼明細書

健保 一郎 様

＜初検料・再検料等＞		円
初検料		円
初検時相談支援料		円
再検料		円
＜施術情報提供料＞		円
＜住居料＞		円
＜施術料等＞		円
整復・固定・治療料		円
後療料		円
温電法料		円
冷電法料		円
電療料		円
金属副子等加算		円
柔道整復運動後療料		円
＜明細書発行体制加算＞		円
＜その他＞		円
計		円
① 一部負担金		円
② 保 険 外		円
合計金額 (①+②)		円

令和〇〇年 〇月 〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇接骨院

氏 名 柔道整復師 〇〇接骨院

金 額

接骨院は上記のポイントを参考に、慎重に選びましょう。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。

- 接骨院にかかる際は、「いつ・どこで・どうして負傷したか」を柔道整復師に伝えましょう。
- 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、第三者の行為による被害の届出など必要な書類を健保組合へ提出してください。

接骨院の施術には保険適用になる施術とまらない施術があります。

保険適用となる施術

(外傷性が明らかな負傷)

●負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび(不全骨折)
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ(挫傷)



※内科的原因による疾患は含まれません。

※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

※骨・腱・筋・関節・靱帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

(病気による痛み、原因不明の痛み)

- 慢性に至った負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷
(健康保険ではなく労災保険の適用)

- 接骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。
- 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。

保険適用となる施術を受けた場合は健保組合への療養費支給申請手続き(署名)が必要です。

あなたに代わって
柔道整復師が請求します。
申請内容をきちんと
確認して署名を!!

署名のチェックポイント

- ✓ 申請書には保険適用と説明をうけた負傷名のみが記載されているか確認しましょう。
- ✓ 申請書は暦月ごとに申請されますので、その月に接骨院へ通院した日の確認もしましょう。
- ✓ 代理署名は例えば手を負傷して筆記具が持てない場合などに限られ、その際は代理署名を確認して印を押しましょう。



柔道整復施術療養費支給申請の手続き【受領委任払い】



医療費のお知らせは必ず内容をチェック!

チェックのポイント



いつ? 誰が?

どこへ? (〇〇医院など)

何日、何回?

いくら? (本人の負担額・健保組合の負担額)

内容に心当たりがない、
不明点がある場合は、
健保組合までご連絡ください。

健保組合では、医療機関などにかかった方へ医療費のお知らせを通知しています。領収証と照らし合わせて、必ず内容をご確認ください。

※名称や発行方法(郵送やwebなど)は健保組合ごとに異なります。

医療費の
支払いのための
患者照会に
ご協力ください。



みなさんのお給料から支払われている健康保険料を大切に使うため、健保組合では、接骨院などの療養費給付の適正化に取り組んでいます。

2019年1月作成
(2024年12月改訂)